

食品衛生管理法施行細則

2009年4月1日改正

- 第1条 本細則は食品衛生管理法（以下、「本法」と略称する）第39条の規定に依りこれを制定する。
- 第2条 本法第11条第1項第3号にいう有毒とは、食品又は食品添加物に天然の毒素又は化学物品が含まれ、その成分又は含有量が人体の健康に有害又は有害であるおそれのあるものを指す。
- 第3条 本法第11条第1項第4号にいう病原菌に汚染されているとは、食品又は食品添加物が病因性の微生物又はそれが生じる毒素に汚染され、人体の健康に有害又は有害であるおそれのあるものを指す。
- 第4条 （削除）
- 第5条 （削除）
- 第6条 （削除）
- 第7条 （削除）
- 第8条 （削除）
- 第9条 本法第17条第1項第1号にいう品名につき、それが食品である場合、国家基準が定める名義を使用しなければならず、国家基準の名称がない場合は、その名称を自ら定めることができる。それが食品添加物である場合、中央主管機関の規定する名称に依らなければならない。
- 前項の規定に依り食品の品名を自ら定める場合、混同しないよう、その名称は食品の本質と合致しなければならない。
- 第10条 本法第17条第1項第2号に定める内容物の表示は、専ら輸出に供する場合を除き、以下に掲げる規定に依り処理しなければならない。
1. 重量、容量はメートル法でこれを表示する。
 2. 液体と固形物が混合している場合、内容量及び固形量をそれぞれ別々に明示する。
 3. 内容物の含有量は、食品の性質を見て、最小又は最大含有量のいずれか、若しくはその両方を明記することができる。
 4. 内容物が2種類又は2種類以上であるとき、その含有量の多寡に依り大きいものから表示しなければならない。
- 第11条 本法第17条第1項第3号に定める食品添加物の表示は、以下に掲げる規定に依り処理しなければならない。
1. 食品添加物の名称は食品添加物使用範囲と限量及び規格基準に定める食品添加物品名又は通用名称を使用しなければならない。
 2. 甘味料に属する場合（化学合成、天然抽出した糖アルコールを含む）、

「甘味料」及び品名又は通用名称を同時に表示しなければならない。

3. 防腐剤、酸化防止剤に属する場合、その用途名称及び品名又は通用名称を同時に表示標示しなければならない。
4. 調味料に属する場合（甘味料、カフェインを含まない）、乳化剤、膨脹剤、酵素、豆腐用凝固剤、光沢剤に属する場合、用途名称を以ってこれを表示しなければならない。香料に属する場合、香料を以ってこれを表示することができる。天然香料に属する場合、天然香料を以ってこれを表示することができる。

前項第2号～第4号は中華民國100年（西暦2011年）1月1日から施行される。施行前は依然として改正前の規定に依り処理しなければならない。

第12条 本法第17条第1項第5号に定める期日の表示は、容器又は包装上に印刷しなければならない。並びに慣習で明瞭に識別することのできる方式に依り年月日を明示しなければならない。但し、保存期限が3ヶ月以上である場合、その有効期限は年・月のみを明示に標示すればよく、並びに当月の月末と推定することができる。

第13条 容器又は包装を有する食品及び食品添加物の表示は、以下に掲げる規定に依り処理しなければならない。

1. 表示文字の縦横の大きさは2ミリメートルより小さくしてはならない。但し、最大表面積が10平方センチメートルに満たない小さな包装は、品名、製造業者名称及び有効期限を除き、その他の項目の表示文字の縦横の大きさは2ミリメートルより小さくてもよい。
2. 国内で製造する場合、その表示がもし外国語を兼用するとき、中国語をメインとし、外国語をサブとしなければならない。但し、専ら輸出に供する場合は、この限りではない。
3. 外国から輸入する場合、本法第17条の規定に依り中国語の表示を加えなければならない。そのうえではじめて輸入することができる。但し、再度、包装しなおすか、小分け包装するか又はその他の加工手続をしなければならない場合、販売前に中国語表示を完成すればよい。

第14条 食品又は食品添加物工場以外の食品業につき、建設主管機関はその商業登記資料を該管轄衛生主管機関に送付し、該管轄衛生主管機関が審査、管理しなければならない。

第15条 主管機関の職員が本法第24条第1項及び第3項に定める職務を執行する際、各該機関が発行した食品衛生検査証を所持しなければならない。違反の疑いのある食品を押収する又は期限を定めて封印保存する場合、記録を作成し、並びに執行担当者及び物品所有者又はその場にいる者が署名しなければならない。サンプリング試験又は記録を差し押さえる場合は、並びに領収書を提出しなければならない。

前項の検査証、記録表、領収書の書式及び試験項目とサンプリングの数量は、

中央主管機関がこれを定める。

第 16 条 本法第 24 条第 1 項にいう記録とは、抜取り検査と関係のある原料の供給元、原料の数量、作業、品質保証、販売対象、金額又はその他の本法の執行に必要な関連資料を指す。

第 17 条 (削除)

第 18 条 食品、食品添加物、食品器具、食品容器、食品包装又は食品用洗剤は、本法第 29 条第 1 項第 1 号から第 3 号の規定に依り没収し廃棄し又は期限を設けて消毒するか、作り直すか又は安全措置を講じるよう通知された場合、その範囲は有効期限が同じ製品に及ぶものとする。有効期限が表示されていない又は有効期限を識別することができない場合、その範囲は全ての製品に及ぶ。それが供給元不明であるがゆえに期限を設けて消毒するか、作り直すか又は安全措置を講じるよう通知することができない場合は、これを没収し廃棄する。

第 19 条 食品、食品添加物、食品器具又は食品容器の輸出を行う業者は、証明書類を提出する必要がある場合は、中央主管機関に検査又は試験を行うよう申請することができる。それが規定に合致する場合、衛生証明、試験報告又は自由販売証明などの輸出証明書類を交付することができる。

第 20 条 本細則は公布日から施行する。

本細則の中華民國 98 年（西暦 2009 年）4 月 1 日に改正された条文は、別途、施行日を定める場合を除き、公布日から施行する。